

愛知県人権尊重の社会づくり条例第10条の規定に定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表

愛 知 県

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第16条の規定により設置する愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条例第10条の規定に基づき表現活動の概要を公表する。

1 表現活動の概要

- (1) 表現活動の行われた年月日

2025年10月26日(日)

- (2) 表現活動の行われた場所

名古屋市中村区内

- (3) 表現行為の内容

名古屋市中村区内で行われた移民政策反対デモにおける以下の発言。

「一刻も早く明日にでも帰化人政策を廃止すること。時間を奴らに与えると、知らないところでカサコソカサコソ、ゴキブリじゃないですけど、知らない間に悪さをするからね。」

「明日にでも、中部国際空港から、日本で悪いことをする人たちを追い出すようにしないとだめですよ。」

- (4) 表現活動の説明

「一刻も早く明日にでも帰化人政策を廃止すること。時間を奴らに与えると、知らないところでカサコソカサコソ、ゴキブリじゃないですけど、知らない間に悪さをするからね。」という発言は、日本に帰化している人をゴキブリといった昆虫に例えて著しく侮蔑しているため、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動と認められる。

また、「明日にでも、中部国際空港から、日本で悪いことをする人たちを追い出すようにしないとだめですよ。」という発言は、前後の文脈から、本邦外出身者に対するものと認められ、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動することに当たるため、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動であると認められるものである。

なお、法務省人権擁護局が示している「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）において、本邦外出身者を著しく侮蔑する言動や、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する言動の例として、同じ趣旨の表現が挙げられている。

2 県の対応

- (1) 条例第16条の規定により設置する審議会に諮ったところ、上記1の表現活動は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたと認められるとする審議会の意見を聴取した。
- (2) この審議会の意見を踏まえ、県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたものと認め、条例第10条の規定に基づき、本件の公表を行う。

＜県民及び事業者の皆様へ＞

本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等、条例前文に例示した属性や状態等を理由として、差別意識を助長し、または誘発する目的で行われる言動は決してあってはならないものです。

一般的抽象的には問題とならない表現活動であったとしても、前後の文脈によっては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動になることもあります。

今回、公表した表現活動を参考に、このような言動が行われないよう、御理解・御協力をお願いします。